

\*\*\*\*\*

第62号 2017年2月20日

# 税制懇ニュース

\*\*\*\*\*

発行所

全国税制懇話会

〒169 東京都新宿区百人町1-16-18

-0073 センチュリービル2F

東京税財政研究センター内

☎03(3360)3871 FAX03(3360)3870

～税制懇 2017年春季全国研究集会・定時総会～

## 箱根湯本温泉「箱根路 開雲」で開催

日程：4月9-10日(日・月)

全国税制懇話会2017年の春季全国研究集会は、箱根での開催となります。4月9-10日(日・月)の日程です。

「箱根の山は天下の嶮…」と唄われるとおり、昔は「山賊・雲助」が出没した山奥には違いありませんが、今は、心配はご無用。新幹線「小田原駅」で小田急線に乗り換えて15分位の「箱根湯本駅」で下車すれば、会場の「箱根路・開雲」までは徒歩圏(10分位)です。

箱根の温泉規模は、「箱根二十湯」などといわれ、全山温泉といっても過言でなく、箱根湯本温泉は、さらに歴史のある「箱根七湯」(はこねしちとう)の代表格の名湯。お湯を存分にお楽しみいただけたと思います。周辺には、小田原城・芦ノ湖はじめ観光名所、ミュージアムなど見どころがたくさんあり、この機会にご家族も含め、全国から多くの仲間が参加されることを心待ちにしています。

**(研修内容も改善・工夫します)**

2日目の会員報告ですが、今回は、少し工夫をこらし、それぞれから会員報告を受けた後、パネルディスカッション方式で、報告や実務に関する討議を深めることとしました。ぜひ、あなたも討論にご参加ください。会員報告の内容等については、「開催日程等の詳細」(2面)をご覧ください。

### ～ 税制懇2017年 ～ 春季全国研究集会・定時総会開催要領

#### 1.日 時

2017年4月9-10日(日・月)

初 日 12時受付開始、13時開会

最終日 12時閉会

#### 2.場 所

〒250-0311 神奈川県足柄下郡箱根町湯本521

四季の宿「箱根路・開雲」

電話 0460-85-6678

FAX 0460-85-6018



ホテルの前には須雲川の清流が

#### 3.参加費

20,000円(宿代・懇親会費・資料代込み)を受付時に領収させていただきます。但し、一人部屋希望は24,000円、2人部屋希望は22,000円になります。

#### 4.会場へのアクセス 別掲(2面下)

[2面に続く]

[1面からの続き]

**〔開催日程等の詳細〕**

初日 4月9日(日)

12:00～13:00 受付

13:00～13:40 第29回定時総会

(司会・進行:本川國男副理事長)

経過報告及び決算報告・監査報告

今後の行動計画・組織方針及び予算案

質疑討論・採決

役員の変更など

13:40～15:30 メイン講演

講師:大淵博義中央大学名誉教授

演題:資産課税を巡る課税上の諸問題

～税務判決で見過されている論点を中心として～

15:40～17:00 会員報告①

「最近の税務調査の動向について」中村明会員(近畿)

17:00～18:00 休憩・お風呂

18:00～20:00 夕食・交流集会

(司会:増山満樹理事)

最終日 4月10日(月)

09:00～11:00 会員報告(②～③)

②「小規模宅地の評価に関する事項

～区分登記建物の扱いを中心として～

阿保秋声会員(東京)

③「税務当局の動向－東京国税局開示資料から」

小田川豊作会員(東京)

11:00～12:00 会員報告をめぐる討論

(司会:本川國男副理事長)

12:00 全日程終了

## 会場までのアクセス

### 新幹線利用の場合

小田原駅下車⇒小田急線ホームの最先端で「箱根湯本行」に乗車⇒終点・箱根湯本下車(所要時間、各停で15～16分)

### 〈小田原駅から箱根湯本までの時刻表〉

小田原発 11:05	⇒	箱根湯本着 11:20
小田原発 11:25	⇒	箱根湯本着 11:40
小田原発 11:45	⇒	箱根湯本着 12:00
小田原発 12:01	⇒	箱根湯本着 12:18
小田原発 12:17	⇒	箱根湯本着 12:34
小田原発 12:33	⇒	箱根湯本着 12:48
小田原発 12:45	⇒	箱根湯本着 13:04
小田原発 13:03	⇒	箱根湯本着 13:18
小田原発 13:16	⇒	箱根湯本着 13:32

### 飛行機利用の場合

羽田空港⇒京浜急行線(京急線)で横浜駅へ(乗換え)⇒横浜駅から東海道線に乗り換え小田原駅下車(所要時間約90分)

### 箱根湯本駅から会場(開雲)までのアクセス

※シャトルバス:箱根湯本駅構内から横断デッキにて国道を渡り、左側広場よりオレンジ色の旅館組合のシャトルバスあり。3コースの内、「Aコース」(滝通り)に乗車し、「開雲」で下車。片道100円。毎時15分、45分発

※徒歩:10分余り(下図を参照)





## 税制懇2016年 秋季全国研ご報告 83名の仲間が道後温泉につどう

全国税制懇話会2016年秋季全国研究集会は、11年ぶりに松山市道後温泉「ホテル椿館」において開催。全国から83名の仲間が集い、学び・交流し、そして最も歴史のある道後のお湯をたっぷり堪能しました。四国ブロックの皆さん、お世話になりました。以下、概要をご報告します。



松山城も見学しました

### 1.全国理事会

初日冒頭、全国理事会を開催し、2016年4月の定時総会以降の事業報告、各ブロックの活動を交流しました。会員を増やすための組織方針などを確認しました。

### 2.メイン講演・現場報告

初日の総会終了後、山本守之先生のメイン講演が行われました。演題は「事例を中心として租税法、通達の解釈を考える：課税当局が一方向的に通達適用の範囲を制限すると課税要件法定主義に反しないか」。

メイン講演の後、大林さん(仮名)から「マイナンバーと税務行政」と題した税務行政第一線の現場報告がありました。

### 3.懇親会

初日の日程終了後、夕食を兼ねて恒例の交流会(懇親会)を開催しました。

司会:石井裕二会員(東京)

### 4.会員の实践報告等

初日から二日目にかけて、次のとおり会員報告が行われました。

報告① 藤本 智会員(四国)

「実践的納税者権利憲章論」

報告② 岡田俊明会員(東京)

「所得税実務に役立つケーススタディ：その理論と実際」

報告③ 角谷啓一会員(東京)

「言葉が理解できない者に対して重加を賦課した調査手続問題への対応」

報告④ 野口 剛会員(東京)

「仮想通貨に関する考察」

### 5.質疑・討論

講演・会員報告等をめぐって、活発に質疑・討論が行われました。(司会:林伴美副理事長)

全日程終了2日目 12:00

現在会員数  
**248名**

前号(2016年9月5日、No61号)以降の税制懇会員数の移動状況をお知らせします。

**みんなで協力し合って、会員を増やしましょう。**

〔ブロック〕	〔現 勢〕	〔増 減〕
北海道	26名	
東 北	11名	
関 信	29名	- 2
東 京	77名	+1-1
東 海	19名	+1
近 畿	48名	+1-2
北 陸	10名	
中 国	09名	+1
四 国	06名	+1
九 州	07名	+1
沖 縄	06名	
合 計	<b>248名</b>	<b>差引+1</b>

※この間の入会者、退会者

〔入会者〕	氏名	日 付	所 属
	田中 芳幸氏	28.09.15	九州
	大嶋 誠氏	28.09.15	近畿
	宮田 裕司氏	28.10.17	四国
	桧崎 晶子氏	28.11.22	中国
	千田 範道氏	29.01.01	東京
	服部 憲司氏	29.01.01	東海
〔退会者〕	氏名	日 付	所 属
	宮本 浩一氏	28.12.31	関信
	篠原 政善氏	28.12.31	関信
	一瀬 富三氏	28.12.31	東京
	中道 修氏	28.12.31	近畿
	堀江 昇司氏	28.12.31	近畿

今秋の税制懇全国研究集会は、「函館・大沼プリンスホテル」で10月15～16日(日・月)に開催します。

税務調査の際、調査官がいろいろ調べたがこれといった「増差」の端緒がつかめず、帰署して復命する時の統括官のしかめ面がちらつく。そこで、「手ぶら」で帰るのは何とか避けたい、と手を付けたがるのが「期ズレ」。

通常月の締め後の売上は翌月に計上される。これは事業年度内の話だから当期利益には影響しない。しかし、決算月の締め日の翌日から決算日までの売上は本来、当期分に算入されるべき。したがって、翌月扱いになっている場合には、その売上は当期扱いとして修正すべき、というのが原則。そこで調査官は、「決算月の締め後から決算日までの売上を見せてください」とくる。

いろいろ調べた結果、決算月の15日締め分のA社に対する売上については期末まで計上していたので事なきを得たが、調査官は「もう1社、20日の締め日のB社に対する売上については21日以後の売上が翌期の計上となっていますね。当期分の売上に加算していただく必要があります」と指摘された。こうした場面で登場するのが、法人税基本通達2-6-1。

**法人税基本通達2-6-1:** 法人が商慣習その他の理由により、各事業年度にかかる収入および支出の計算の基礎となる決算締め切り日を継続してその事業年度終了の日以前おおむね10日以内の一定の日としている場合には、これを認める。

たぶん、あなたならこの通達を示しながら、「20日の締め日以後のB社への売上は、おっしゃる通り翌期分として計上しました。基本通達も『これを認める』と明記していますからね」と、反論する。基本通達の存在を知らない職員も多いらしい。この通達は、決算日と売上締め日のズレが「おおむね10日以内」であれば、締め後の売上を当期分に計上しなくても、これを認めるというもの。

何とか「増差」をとりたい調査官は、「20日の締め日は、期末から見て11日も前だから、この通達の適用外」など反論しても、「おおむね10日以内」の



2017年、新春の富士山(山中湖から)

範ちゅうだから問題ない。

ただ、「B社に対する売上が20日締めで、仕入等が月末締めというのは費用と収益が対応しませぬね」と突っ込まれることがあるので、この点は留意すべき。同通達には明記していないが、やはり、費用と収益は対応させるべきというのが一般的な解釈となっているようだ。 (K・K)

**次回の海外視察の実施について  
ご意見をお寄せください**

全国税制懇話会が隔年で取り組んでいる海外税制視察研修は13回を数えます。前回(昨年6月)のキューバ・コスタリカはじめ毎回好評を得てきました。

しかし、訪問したい国、税制視察に対する多様なご意見があることから、1月18日に開催した常任理事会で、今後、訪問したい国、その推奨理由などについてご意見をお聞きすることにしました。その結果を次回以降の海外視察の計画に反映させたいと考えています。

**ご協力を宜しくお願いします。**

この税制懇ニュースとともに、「**会員のみなさまへのお願い**」が同封されていますので、是非ご記入の上、事務局までファクスをお寄せください。

FAX 049-292-7789